



## ❖❖ 自動車税の還付（返金）について ❖❖



同封の書類は、抹消登録等により発生した自動車税の還付金をお返しするための通知書です。  
内容をご確認のうえ、ミシン目から下の「県公金送金通知書」でお早めにお受け取りください。

### □ お受け取り場所

十八親和銀行の本支店の窓口でお受け取りください。

ご住所（所在地）の最寄りの店舗を指定させていただいていますが、  
十八親和銀行であれば、支払場所以外の他の店舗でも受け取れます。

**※受取場所は十八親和銀行です（各振興局では受け取れません）**

### □ お持ちいただくもの

- ① 県公金送金通知書
- ② 朱肉使用の認め印鑑（スタンプ型印鑑は不可）
- ③ 受取人（本人）または代理人であることが確認できる書面  
（運転免許証やマイナンバーカードなど住所・氏名が確認できるもの）

※「送金通知日」から1年を過ぎると、この通知書では受け取りが  
できなくなり、別途、手続きが必要になります。

ミシン目から下の部分が  
「県公金送金通知書」です

<次のようなときには・・・>

### ◇ 受取人の住所や氏名に変更があった場合

運転免許証の裏書訂正など、変更前と変更後のつながりが身分証明書で確認できる場合は、  
そのまま窓口で受け取れます。

身分証明書で確認できない場合は、変更がわかる他の書類を上記の「お持ちいただくもの」と  
あわせて窓口を持参してください。

- ・住所の変更の場合・・・住民票の写し、戸籍の附票 など
- ・氏名の変更の場合・・・戸籍謄本（抄本）など

※県外への転居などで、銀行窓口で受け取りができない場合は<お問い合わせ先>までご連絡ください。

### ◇ 代理人に受け取りを委任する場合

委任状が必要です。このチラシの裏の説明をご覧ください。

### ◇ 受取人が「法人」の場合

委任状が必要です。このチラシの裏の説明をご覧ください。

### ◇ 受取人がお亡くなりになっている場合

お送りしている県公金送金通知書では受け取りができません。  
相続人にお受け取りいただくための手続きが必要ですので、  
<お問い合わせ先>までご連絡ください。

### ◇ その他ご不明な点があれば<お問い合わせ先>までご連絡ください。

<お問い合わせ先>

長崎振興局税務部 管理班

☎ 095-820-7133

☎ 095-822-3102

## ❖ 委任状について

次の場合には、委任状が必要です。

- ①受取人が個人の場合で、代理人に受け取りを委任する場合。
- ②受取人が法人の場合。

「受取人」とは・・・

「県公金送金通知書」の  
受取人欄（あて名）に  
記載されている方です。

委任状欄は、県公金送金通知書の裏面にあります。

記入のしかたは、以下を参考にしてください。

### ① 受取人が個人の場合で、代理人に受け取りを委任する場合。

【例】受取人：県税太郎

代理人：県税花子

#### 委 任 状

表記の金額の受け取り方を  
**県税 花子** に委任しました

5 年 8 月 19 日

住所 **長崎市尾上町3-1**

氏名 **県税 太郎**



☆受取人ご本人が記入してください

代理人の氏名を記入してください

委任する日付と  
受取人ご本人の住所氏名を記入し押印してください

### ② 受取人が法人の場合

支払場所に出向く方を代理人として受け取りを委任してください。

代表者が出向く場合も同様です。

【例】受取人：株式会社長崎県税

代理人：長崎県太郎

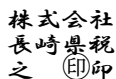
#### 委 任 状

表記の金額の受け取り方を  
**長崎 県太郎** に委任しました

5 年 8 月 19 日

住所 **長崎市尾上町3-1**

氏名 **株式会社 長崎県税**



代理人の氏名を記入してください

「支払場所」に出向く方に委任してください  
出向く方が代表者の場合でも代理人として  
委任してください

委任する日付と  
法人の所在地・法人名を記入し押印してください

## ❖ 領収書欄について

「支払場所」（銀行）で還付金を受け取る人が記入します。

代理人に受け取りを委任した場合は、代理人が「領収証」欄を記入することになります。

その際は、ご家族の場合でも、委任者（ご本人）とは別の印鑑を使用してください。